

山梨大学

マンドリンクラブ規約

昭和三十九年四月一日

## 山梨大学マンドリンクラブ規約

### 第一章 総 則

第一条 当クラブは山梨大学マンドリンクラブと称する。(以下当クラブと称する)

第二条 当クラブは事務局を山梨大学内に置く。

### 第二章 目的

第三条 当クラブは合奏活動を通して合奏技術の習熟に努めるとともに、情操を高め円満な人格を形成する事を目的とする。

### 第三章 活 動

第四条 目的を達成するために次の活動を行う。

1、定期演奏会

2、交歓演奏

3、慰問演奏

4、合宿その他の必要なる活動

### 第四章 クラブ員

第五条 当クラブは、クラブ員及び準クラブ員によつて構成される。

第六条 クラブ員は、本学学生であり第一八条に示す運営部門役員会に於て、所定の入部届を受理されたものをいう。

第七条 準クラブ員は、本学在学中に当クラブに籍を置き、卒業ないしその他の理由でクラブ員であることが不能となつた者、又本クラブに深い理解を持ち当クラブ発展のために協力しうる者をいう。

第五章 顧問

問

第八条 当クラブの助成発展のためにクラブ員の総意に基き、若干名の顧問を置くことができる。但し顧問は運営面に關係しない。

第六章 指揮者

第九条 指揮者は、正指揮者と副指揮者を置き、正指揮者と副指揮者は共に技術部門役員会の指名によりクラブ会で認められたものとなる。

第十条 副指揮者は、役員改選時にクラブ会の承認を得て正指揮者となる。

第七章 コンサート、マスター

第十一条 コンサート・マスターは、1st マンドリンのパート責任者がこれを兼任する。

第八章 パート責任者

第十二条 パート責任者は正指揮者の指名により各パートの承認をもつて選出する。

第九章 運営部門役員

第十三条 当クラブは次の運営部門役員を置く。

- 1、部長 一名
- 2、副部長 二名 (男女各一名)
- 3、会計 二名 (男女各一名)
- 4、書記 二名 (男女各一名)
- 5、庶務 四名

第十四条 部長は当クラブのすべての役務を総括し、その責任を負う。副部長は部長を補佐し部長に事故ある時はその役務を代行する。又副部長一名はOB会の理事となりクラブとの親睦を計る。

第十五条 部長及び副部長はクラブ会で選挙により選任される。

部長及び副部長の任期は一年間とし改選期は十月二十日以前とし、秋の定期演奏会終了後三十日以内とする。

第十六条 部長及び副部長を除いた運営部門役員は、部長及び副部長の合議により選任されクラブ会の承任をもつて決定され任期は部長、副部長に準ずる。

第十七条 部長は必要と認められた時他の役員をおくことができる。

第十章 役員会

第十八条 役員会は次の通りとする。

- 1、運営部門役員会
- 2、技術部門役員会

第十九条 運営部門役員会は役員の数以上をもつて成立する。但し各責任役員より一名以上の出席を必要とする。

第二十条 技術部門役員会は正指揮者、副指揮者、パート責任者、部長、副部長より構成され選曲その他の主として技術部門に関する審議を行う。

第十一章 クラブ会

第二十一条 クラブ会は当クラブの最高議決機関である。

第二十二条 定例クラブ会は毎月及び五月に開催され、次の事柄の審議を行う。

- 1、経過報告
- 2、会計報告
- 3、新役員の選出
- 4、予算審議
- 5、年間活動計画審議
- 6、その他臨時クラブ会は、部長又は運営部門役員会が必要と認めた時、又はクラブ員の半数以上の要求があつた時に開くことができる。

第二十三条 定例クラブ会及び臨時クラブ会はクラブ員の半数以上の出席をもつて成立し、出席者の過半数の賛成をもつて議決される。

第十二章 会計

計

第二十五条 当クラブの経費は次のものをもつてこれにあてる。

- 1、学生会及び自治会の予算
- 2、部費（月額一〇〇円）
- 3、当クラブの収益金
- 4、寄附金
- 5、その他

四

第二十六条 会計年度は七月一日に始まり翌年五月三十一日に終了する。

### 第十三章 会計監査及び会計監査委員

第二十七条 会計監査は会計年度の終りに会計監査委員により行われる。

第二十八条 会計監査委員は、クラブ会において男女各二名選出する。但しその会計年度において役員であつたものは会計監査委員になる事は出来ない。

### 第十四章 除名

第二十九条 次の項に該当するクラブ員については、運営部門役員会の承認をもつて退部勧告又は除名することが出来る。

- 1、クラブ員として著しくクラブの名譽を棄損した者
- 2、正当な理由なくして部費を四ヶ月以上滞納した者

### 第十五章 改正

第三十条 この規約はクラブ会に於て出席者の $\frac{2}{3}$ 以上の賛同をもつて改正することが出来る。

### 第十六章 附則

第三十一条 この規約は、昭和三九年四月一日より施行する。

第三十二条 この規約に疑義が生じた場合、役員会がこれを解釈しクラブ会出席者の $\frac{2}{3}$ 以上の賛同をもつて解釈は成立する。

### 第十七章 リコー ル

第三十三条 部長又は副部長のリコー ルは、クラブ員の $\frac{1}{2}$ 以上の連署をもつて總會に發議しクラブ員の $\frac{2}{3}$ 以上の賛同を得る事によつて成立する。

第三十四条 部長又は副部長のリコー ルが成立した場合、自動的に役員全員はその任を解かれ、改めて一五日以内に新しい部長及び副部長を選出しなければならない。

### 山梨大学マンドリンククラブ規約施行細則

#### 第一条 入部に関する細則

イ、入部を希望する者は所定の用紙に必要事項を記載し庶務に提出する。

ロ、庶務は入部希望者の氏名を役員会に報告し、役員会の承認をもつて入部希望者は入部を認められる。

ハ、入部金は四〇〇円とする。

#### 第二条 除名退部に関する細則

イ、役員会で除名者を審議する際は出席状況その他を詳しく調べ慎重に審議しなければならない。

ロ、退部者は所定の用紙に理由を記載し、部長に提出し役員会の承認をもつて認められる。

#### 第三条 演奏会出演者選抜に関する細則

普段の活動状況その他の条件を考慮して技術部門役員会がこれを決定する。

#### 第四条 休部及び欠席に関する細則

イ、休部する者は所定の用紙にその理由を記載し庶務に提出する、但し休部とは三ヶ月以上当部の練習及

五

が活動に参加せぬ事をいう。

ロ、欠席する者は所定の用紙にその理由を記載し庶務に提出する。

#### 第五條 総会に関する細則

イ、一月定例総会は主として次の審議を行う。

A、経過報告 B、会計報告 C 新役員を選出承認

ロ、五月定例総会は主として次の審議を行う。

A、予算審議 B、年間活動審議

ハ、議長は出席者の互選により、役員以外から選出する。

#### 第六條 役員に関する細則

イ、会計

A、予算案を作成し役員会にはかる。

B、部費の收受、経費の支出、その他当クラブの会計に関する全てにあたる。

C、会計監査委員及び総会に会計報告を提出する。

ロ、書記

A、当クラブの活動、役員会及びクラブ会の記録

B、当クラブの日誌の作成及び保管

ハ、庶務

A、合宿、レクリエーション、キャンプ、ハイキング等の計画及び実施

B、部員簿の作成管理

#### 第七條

会計監査及び会計監査委員に関する細則

イ、会計監査委員の選出は、一月定例総会の前の臨時部会にて行う。

ロ、会計監査委員は文書をもつてその結果を総会に報告し承認を得る。

ハ、会計監査委員は、会計役員の見継ぎに立ち合わねばならない。

C、備品の管理

ニ、パート責任者

A、弦の確保

B、楽譜の作成管理